

消費税関係

免税事業者の適格請求書発行事業者の登録と再確認

1 はじめに

インボイス制度導入まで3ヶ月を切った。令和5年度税制改正により登録による負担軽減措置が手当てされ、その適用対象事業者においては負担軽減が図られることとなる。そのため、登録申請にまつわる検討や申告方法などにおいては、さらなる整理、検討が必要ではないかと考えられるため注意しておきたい。

2 棚卸資産の調整

免税事業者が適格請求書発行事業者への登録により課税事業者となった場合には、免税事業者から課税事業者への課税区分が変更となる。そのため、登録開始日の前日において免税事業者の期間中の課税仕入れ等で棚卸資産に該当するものを有しているときは、その棚卸資産に係る消費税額について仕入税額控除の適用を受けることができる(消法36①, 30改正消令附則17)。

3 2割特例と原則計算、簡易課税

2割特例又は簡易課税制度の適用による申告計算においては、還付を受けることはできない(28年改正法附則51の2①②, 消法37)。

簡易課税制度の適用については、原則的には事前に簡易課税制度選択届出書の提出が必要と

なる(法37①)。

しかし、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請をした場合には、登録日から課税事業者となる経過措置(28年改正法附則44)が設けられている。

この経過措置の適用事業者であれば、登録日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、その課税期間から簡易課税制度が適用できる(30年改正令附則18)。

一方で、本則課税制度においては、上記2「棚卸資産の調整」を適用したうえで申告計算され、還付となればその還付を受けることも可能となる(消法30, 45)。

また、2割特例は、本則課税制度又は簡易課税制度のどちらの計算方法による場合であっても2割特例との有利選択をすることは可能である。2割特例の適用に当たっては、届出書の事前提出は不要で、申告書への記載のみで適用できる(28年改正法附則51の2③)。

4 2割特例適用後の簡易課税制度の選択

2割特例を適用した事業者が、その適用した課税期間の翌課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受けたい旨の簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その課税期間から簡易課税制度が適用できる措

置が設けられている(28改正法附則51の2⑥)。

5 2割特例の不適用課税期間

2割特例は、免税事業者が適格請求書発行事業者への登録により課税事業者となる場合に適用することができる。つまり、納税義務判定等により課税事業者となるような課税期間については、たとえ登録時が免税事業者だったとしても2割特例の適用はできない事となる(28年改正法附則51の2①)。

一方で、登録日から課税事業者となる経過措置の適用により適格請求書発行事業者(課税事業者)となったとしても、課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となったものではないことに注意しておきたい(28年改正法附則44)。

6 おわりに

2割特例適用対象事業者であれば、本則課税制度か簡易課税の検討も必要になるであろう。

また、登録日からその課税期間末までが短期間であれば、棚卸資産の調整による税額控除へのインパクト、資産購入など事業計画からの検討も十分考える必要がある。短期間とはなるが慎重に検討を進めていきたい。

〔 右山研究グループ 〕
税理士 浦口 弘